

2026 年 7 月 14 日
プラス少額短期保険株式会社



災害救助法が適用された地域のご契約者様へ

この度の「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害等」により被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当社では、この度、災害救助法が適用された地域の契約者様のご契約につきまして、お申し出により、下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長
お申し出により、保険料の払込について猶予する期間を
最長 6 か月まで延長いたします。
2. 保険金等支払請求の簡易迅速なお支払い
お申し出により、必要書類を一部省略する等により、
簡易迅速なお取扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、下記の内閣府 WEB サイトをご参照くださいませ。

内閣府： https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

◆本件に関するお問い合わせ
プラス少額短期保険株式会社
お客様窓口
TEL：0120-786-765